



## 国民年金への加入と保険料

20歳以上60歳未満の人はみんな国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。

国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、保険料の納めかたにより3つの種別に分かれています。種別は第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者となっています。

### 第1号被保険者

- ▼加入する人  
 自営業者・学生など  
 （20歳以上60歳未満）
- ▼加入・変更の手続き  
 剣淵町役場に届出
- ▼保険料の納め方  
 国から送付される納付書に基づき、保険料を納めます。

### 第2号被保険者

- ▼加入する人  
 会社員・公務員  
 （20歳以上65歳未満）
- ▼加入・変更の手続き  
 勤務先が年金事務所に届け出ます。
- ▼保険料の納め方  
 給与やボーナス（賞与）から職場の年金制度の保険料を納めています。国民年金の保険料を納める必要はありません。

### 第3号被保険者

- ▼加入する人  
 会社員・公務員に扶養されている配偶者  
 （20歳以上60歳未満）
- ▼加入・変更の手続き  
 配偶者の勤務先が年金事務所に届け出ます。
- ▼保険料の納めかた  
 第3号被保険者であることを届け出れば、自分で保険料を納める必要はありません。



### 保険料の納付に困ったら

経済的に保険料を納めるのが困難な人などのために、免除制度があります。

保険料が未納のままだと、老後の年金だけではなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが受けられない場合があります。納付に困ったら、早めにご相談ください。

#### ▼免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請して認められれば免除となります。申請免除には、全額免除（納付なし）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

#### ▼若年者納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料の納付を後払いにできます。

#### ▼学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

※免除などを承認する際には、前年の所得が基準となります。所得は正しく申告してください。

### ○こんなに違う！免除・猶予・特例期間と未納期間の扱い

|    | 老齢基礎年金を受けるための期間 | 老齢基礎金額は     | 障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるための期間に | 後から納めることができる期間 |
|----|-----------------|-------------|-------------------------|----------------|
| 免除 | 入る              | 減額になるが算入できる | 入る                      | 10年以内          |
| 猶予 | 入る              | 算入できない      | 入る                      | 10年以内          |
| 特例 | 入る              | 算入できない      | 入る                      | 10年以内          |
| 未納 | 入らない            | 算入できない      | 入らない                    | 2年以内           |

### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
 電話 34 | 2 1 2 1 内線 4 1 3